

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省）

制 度 名	特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）			
税 目	租税特別措置法 66 の 6 ～ 9、68 の 90 ～ 93、施行令 39 の 14 ～ 20、39 の 114 ～ 120 等			
要 望 の 内 容	<p>我が国企業が海外における健全な事業活動を行うにあたり、本税制により企業行動が歪められることなく、企業活動の実態に合わせた課税が行われるよう、租税回避防止措置を講じた上で、適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行う。</p> <table border="1" data-bbox="1013 683 1220 748"> <tr> <td data-bbox="1013 683 1220 748">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1220 683 1476 748">-</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	-
減収見込額 （平年度）	-			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>実体ある事業活動を行う企業を合算課税の対象外とすることにより、我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化して海外の活力を取り込む我が国の成長戦略を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国は今後少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が見込まれることから、我が国企業がより一層積極的に海外市場を獲得し、得た利益を国内に還流し、さらなる国内でのイノベーションにつなげることが、我が国の成長戦略となっている。</p> <p>この好循環を構築する観点から、平成 21 年度税制改正において外国子会社配当益金不算入制度が恒久措置として導入され、外国子会社利益の国内還流が円滑化されたところ。</p> <p>今後も我が国が好循環の成長モデルを持続的に実現するためには、日本親会社が引き続き日本の居住者として自由にグローバル展開し、海外ビジネスを効率的に組織化して企業グループ全体の経営体質を強化し、国内還流させるだけの利益をあげられる環境を整えることが不可欠。特に、グローバル化の進展により急増した海外拠点を管理し、効率的な企業グループ経営を行うために不可欠な統括会社について、実体ある経済活動を営んでも現行のタックスヘイブン税制上の適用除外基準を満たさず、税制が一因となって企業の進出判断に歪みが生じている場合があることが課題となっている。</p> <p>このため、企業活動のグローバル化、各国法人税率の引き下げなどを背景に、企業実態に合わせた適用除外基準及びトリガー税率の見直し（外国における非課税措置の計算方法の見直しを含む）等を行うことにより、我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化することが必要。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性</p> <p>我が国タックスヘイブン税制の制度趣旨は国際的租税回避の防止であり、こうした目的を達成しつつ、グローバル化に伴い企業形態が多様化している状況をふまえ、我が国企業の健全な海外展開の妨げにならないように、企業実態の変化に合わせて見直すことは妥当。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	2. 対外経済政策 12. 貿易投資促進
	政策の達成目標	我が国企業の健全な海外展開を促進・円滑化して海外の活力を取り込む我が国の成長戦略を実現する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成17年度税制改正において、二重課税排除のため、配当を損金算入できる期間の延長（5年→10年）、欠損金の繰越期間の延長、所得控除制度の新設が実現された。	